

兵庫県病床機能再編支援給付金支給要綱

(通則)

第1条 兵庫県病床機能再編支援給付金（以下、「給付金」という。）については、地方自治法（1947年（昭和22年）法律第67号）、地方自治法施行令（1947年（昭和22年）政令第16号）、財務規則（1964年（昭和39年）兵庫県規則31号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる

(目的)

第2条 この要綱は、地域医療構想の実現を図る観点から、医療機関の病床削減や再編統合に対する給付金の給付の申請、決定等に関する事項その他給付金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、予算の執行の適正化を図ることを目的とする

(給付金の額の決定)

第3条 この給付金の支給額は、別に定める支給要領に基づき、給付金の支給の決定（以下、「支給決定」という）を行った各事業の額とする

(給付金の支給申請)

第4条 前条の給付金の支給を受けようとする者（以下、「給付申請者」という）は、給付金支給申請書（様式第1号）を知事にその指定する期日までに提出しなければならない

(支給の決定)

第5条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び各地域医療圏域における地域医療構想調整会議における審議、県医療審議会における審議により、当該申請に係る給付金を支給すべきものと認めたときは、支給決定をする

2 知事は、支給決定をする場合において、当該給付金の支給の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする

3 知事は、支給決定の内容及びこれに付した条件を、給付金支給決定通知書（様式第2号）により給付申請者に通知するものとする

(交付決定額の変更)

第6条 給付申請者が、第5条3項の規定により通知された金額の変更を受けようとするときは、給付金変更交付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない

2 知事は、前項の申請があったときは、第5条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を給付金支給決定変更通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする

(状況報告)

第7条 給付申請者は給付事業の実施中、または給付事業完了後において遂行及び支出状況について知事の要求があったとき、報告書を知事に提出しなければならない

(給付金の額の確定及び請求)

第8条 給付金の額の確定は、支給決定により行ったものとみなす

2 知事は、給付申請者から提出される給付金請求書(様式第5号)により給付金を支給する

(支給決定の取消し)

第9条 知事は、給付申請者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取消すことがある

(1) 法令、本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 当該事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(3) 支給の決定後生じた事情の変更等により、給付金の全部又は一部に変更が生じた場合

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を給付金支給決定取消通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする

(給付金の返還)

第10条 知事は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めてその返還を命ずることができる

(加算金及び遅延利息)

第11条 給付申請者は、前条の規定により給付金の返還を命じられたときは、その命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない

(帳簿の備え付け)

第12条 給付申請者は、当該事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、別に定める

2 知事及び給付申請者は、給付金の支給等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない

附 則 この要綱は、令和3年1月21日から施行する。